

委員会会議録

平成24年9月18日開催

建設水道常任委員会（付託）

建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年9月18日(火) 午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|----------|------|----------|
| 委員長 | 池田 綱雄 君 | 副委員長 | 細山田 為重 君 |
| 委員 | 徳田 和昭 君 | 委員 | 宮内 博 君 |
| 委員 | 蔵原 勇 君 | 委員 | 吉永 民治 君 |
| 委員 | 岡村 一二三 君 | | |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 厚地 覺 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|--------------------|---------|------------------|---------|
| 建設部長 | 篠原 明博 君 | 建設政策課長 | 下拂 勉 君 |
| 建設政策課政策G長 | 田實 一幸 君 | 建設施設管理課長 | 長谷川俊己 君 |
| 道路維持G長 | 竹下 浩二 君 | 牧園総合支所産業建設課長 | 白石 耕二 君 |
| 霧島総合支所産業建設課長 | 寺田 浩二 君 | 霧島総合支所産業建設課建設G長 | 川畑 誠 君 |
| 建設施設管理課道路管理G主幹 | 大岩根充一 君 | 牧園総合支所産業建設課課長補佐 | 牧之瀬光博 君 |
| 牧園総合支所産業建設課林地林務G主幹 | 臼崎 春男 君 | 建設施設管理課道路管理G主任主事 | 鮫島 友和 君 |
| 建設施設管理課公園管理G長 | 上小園伸一 君 | 建設施設管理課公園管理G主任技師 | 二田 剛 君 |
| 建築住宅課長 | 矢野 昌幸 君 | 工事監査部長 | 中村 順二 君 |
| 契約課長 | 上原 良仁 君 | 建築住宅課住宅収納G長 | 杢田 信幸 君 |
| 建築住宅課住宅G長 | 松田 祥一 君 | 建築住宅課建築G長 | 侍園 賢二 君 |

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐 平 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第53号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第55号 指定管理者の指定について(広瀬地区コミュニティ広場)
議案第56号 請負契約の締結について
陳情第10号 林道兎ヶ宇都線の市道編入を求める陳情書
陳情第11号 市道狩川鍋窪線(川上)の拡幅を求める陳情書
陳情第12号 市道狩川鍋窪線(鍋窪)の拡幅を求める陳情書

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前9時00分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。本日は9月11日の本会議で当委員会に付託されました6案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがご異議ありませんか。

(「意義なし」という声あり。) それでは議案第55号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号について現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時02分」

「再開 午後1時00分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。それでは陳情第10号「林道兎ヶ宇都線の市道編入を求める陳情書」を議題とします。執行部の見解を求めます

建設部長 篠原 明博 君

林道兎ヶ宇都線は、市道牧園中央線と市道持松線を結ぶ延長3,294m、幅員3.6mから4mの道路で、昭和45年から平成4年にかけて、林道として整備されておりますが、近年は地域住民の生活道路として利用されている状況もあるようです。そのようなことから、地域住民や地域まちづくり委員会では、市道編入への意見や要望が出されているところであります。市といたしましては、平成22年10月に、市道の路線網を全体的に見直し、再編を行ったところでありますが、その際、農道や林道についても、市道に編入できる路線については、すでに編入した経緯もあります。このようなことから、本路線の市道編入については、改めて関係課と協議しながら、検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

林道兎ヶ宇都線は、持松地域の林業振興を図るために昭和45年から平成4年までの年月をかけ、利用区域森林127haをもつ、持松字棚ヶ迫と持松字池ノ迫間を結ぶ延長3,294mの林道として、開設されたものであります。

現在は、林道管理として年1回の草払いを実施しながら、道路通行の維持を行っているとのことであります。また、近年の林業を取巻く経済状況の変化により、林道としての利用よりも幹線道路である市道持松線と市道牧園霧島線を結んでいることで集落間の生活道路として、地域の方々に利用されているようであります。市道への編入は、合併による市道の見直しと農林道の編入を含む市道再編作業が平成22年度に終わり、2,432路線、約1,606kmを23年6月議会において、全路線廃止、全路線認定の承認を頂いたところであります。この林道の市道への編入につきましては、林道設計基準に基づき設計施工されていることから、霧島市市道路線認定基準要

綱による道路構造には問題無いと考えますが、今後、農林水産部と協議を進めながら、検討したいと考えております。

委員長 池田 綱雄 君

説明は以上でいいですか。ただいま説明が終わりました。これより陳情第10号についての執行部への質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 宮内 博 君

現地でお話をお聞きしたんですけど、高齢化が進んで道路の伐採などもできなくなったということで、3年前から年1回の藪払いを市のほうでやってもらっているということだったんですね。それで市道路線の認定の作業というのは平成22年であり、2年前になるわけですけど、そのときにはこういった対象路線、市道への編入の対象路線ということでは考えていなかったということなんですか。状況はもう3年前からそういう形で市のほうに手が回らんから市のほうでやってくれということをお願いしてきたということですか、説明を受けたんですけど、その辺の経過をちょっとお示してください。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

22年度に、さきほど説明しましたように市道の全面の廃止と認定をさせていただいたわけですが、その前に林道、農道につきましても、市道に認定する路線があるかないか皆さんの、総合支所からの意見をいただきまして、この路線につきましても見直しの路線として挙げて要望しなかったかということなんですけど、未登記があったことから、そのときには、要望しなかったということでございます。

委員 宮内 博 君

すでにその時からそういう要望があったということで、ということは今お話しになったように未登記が今回改善をされたということでの方向性というのが新たにまた出てきたという話ですか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

未登記が10件ほどこの路線内にあるようでございます。それで今後、農林水産部のほうともこここの点について協議していきたいというふうに考えています。

委員 宮内 博 君

今、課長のほうで説明をした最後の末尾の4行目あたりから、林道設計基準に基づいて施工されることですね、認定基準要綱にも合致しているというふうには書いてあるんだから、それは未登記があるということは設計基準、認定基準要綱には合致していないということにはならんわけですか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

道路の構造上では勾配とか幅員というのは、構造上の市道、林道基準要綱には合致しているというように思っております。ただ、要綱の中に境界をとるところがございまして、そこが未登記の部分が該当するんじゃないかと考えております。

委員 宮内 博 君

そうすると正確にはその要綱の中で一部そういった何らかの作業をしないとけない部分は残されているということで、正確には理解すればいいということですね。その残り 10 件というのは、別のところの今日の現地調査ですね、名義人が 50 以上いるとかですね、そういうことでかなり難しいというようなことですね、地元からなかなか難しいんだということでお話があったんですけどもそういうのは入っていないということでしょうか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

未登記の中には、10 人いらっしゃるわけですけど、調べによりますと相続が絡んだ方が 5 人、半数の方がいらっしゃるようでございます。それと、県外に 2 名いらっしゃるということで調べているところでございます。

委員 吉永 民治 君

関連してですけど、今の宮内議員の質問の中で答弁された中で、10 件と 10 人とは違うんですよね。そこをはっきり明らかにしてもらわないと。筆数が 10 件なのか、ということですよ。そこら辺を明確にしてください。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

申し訳ありません。8 名いらっしゃいまして 10 件あるということでお答えいたします。10 筆でございます。

委員 宮内 博 君

ちょっともう一回確認ですけど、10 筆で 8 人だけれども相続関係の方が、5 人いらっしゃるということですよ。その相続関係の中に先ほど言ったように、何十人とかいうようなことで手続きしないとけないと、そういう方が困ってるんじゃないかということで、あえてお聞きをしたんですけど。5 人というのは 5 人印鑑をもらえばそれで登記ができるというふうに、普通解釈するんだけど。相続関係がある場合というのはそういうことではないというふうに思います。その辺をもうちょっと詳しく説明をお願いします

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

1 つだけ先ほどの答弁の中で相続が 5 人というふうに申し上げましたけど、中では 5 筆の 4 名でございます。それと今ご質問がありました相続の内容ですけど、相続関係については相続者があるということを調べてあるだけで、まだ何名下にいらっしゃるかというのは調べておりません。

委員長 池田 綱雄 君

課長、最初から、くるくるん答弁が変わるような気がするけど、最終的にはこれが正しいんですか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

改めて訂正をさせていただきます。沿線上に 10 筆未登記がございます。その中で

所有者が8名でございます。そしてその中に相続が4名いらっしゃるというふうに訂正させていただきます。相続人は4名でございますけど、5筆に相続人がいるということです。

委員 岡村 一二三 君

先ほど境界確定の話もありました。そして今未登記の話がありました。境界確定と未登記とどう違うのか。境界確定はなされて林道工事は始まったと思うんですが、境界確定の話をさきほどされましたので、どう違うのか。未登記は分かっていますけど。

牧園総合支所産業建設課長 白石 耕二 君

寄附を受けて林道を作っているということで、寄附をいただいた分の道路部分に当たる寄附をいただいた分については、すべて分筆も終わっておりまして、公衆用道路に地目変更も行って、10筆の中で9筆は地目変更で公衆用道路の地目になっております。1筆が保安林があるものですから、保安林から地目を公衆用道路に変えてないのが1筆だけございます。

委員 岡村 一二三 君

市道編入の関係が陳情になってるんですが、現在の霧島市の市道で霧島市の市道として認定されているものの中で、未登記の部分がないのかあるのか。まずその点から。

建設政策課長 下拂 勉 君

市道の分につきましても、平成18年度に調べた調査の段階ですけど、まだ市道部分でも未登記の部分等がございます。今把握してるところは、道路も含めて543筆あって、今311筆がまだ残っているという状況で、まだ未登記が市道の中に残っている状態でございます。

委員 岡村 一二三 君

ということは未登記は理由になりませんよね。市道は未登記があるわけですから。市道編入については、未登記が先ほどどうこうとおっしゃったんだけど、それは理由にならないと思いますので。あと、今後農林水産部と協議を進めながらということなんですが、どのような協議事項の項目があるのかお示してください。

建設部長 篠原 明博 君

今、説明を申し上げました未登記の分については、平成22年に市道に編入するときに、いろんな形で農林水産部と協議をしたみたいでございます。それで、林道と市道の構造の内容あるいは規格が問題ないというものについては速やかに市道のそういった状況を満たせば市道編入いたしているところでございます。当時、やはり、市道も未登記をたくさん抱えていまして、今、未登記処理を一生懸命している状況でございます。そういう中で、林道として、林道をつくる段階で未登記というものがあれば、まさしくそれをそのまま受け入れて市道としてまた未登記処理をしないといけないということで、その理由ではございませんが、やはり林道としてある程度未登記処理をしていただいた方が市も速やかに受け入れて維持管理できるという形で当時協議

をしたみたいでございます。それと、やはりさっきおっしゃいましたように先ほど課長が申しあげましたように公道比較とあるいはその市道としての位置付けがされておりますので、そういった当時の状況を若干協議させていただいて、可能性がある程度見える段階で林道の所管の部と協議をさせていただくと。それを状況を見ながら市道としてはたして編入できるかどうかを判断していきたいというふうに思っております。

委員 岡村 一二三 君

あと一点ですが、林道のままで置いた時と、市道に編入した時と地方交付税の取り扱いはどのような差が出てきますか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

市道に編入しますと、市道の路線ごとの面積と、延長に対しての地方交付税が算入されるようでございます。それと、林道の場合は、延長ではなくて、林業の従事者が何人いるかということに対しての交付税の算入があるようでございます。市道についてですね、面積に対しては、1,000 m²あたりに、7万9,600円の基本額ということでございます。それと延長はキロあたりに20万6,000円の基準算入がされるようでございます。以上でございます。

委員 岡村 一二三 君

市道の交付税関係は分かりました。先ほど課長のほうで林業従事者数でという話でした。現在いくらもらっていますかね。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

林業の従事者への算出根拠数は287名となっているみたいでございます。歳入としては28万9,000円というふうに基本額となっているようでございます。

委員 宮内 博 君

そうしますと、今のこの関連ですけど、市道に認定をしたほうが金額的にはだいぶ入ってくるというふうになりそうですよね。試算をしていませんか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

まだ林道の面積等が分かっておりませんの今のところ試算をしておりません。

委員 宮内 博 君

概算でいいのです。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

面積要件については面積が分かっておりませんので。延長に対しては、3.何キロです。明確ではございませんけど、65万円ほど交付税が措置されるんじゃないかと思われま。

委員長 池田 綱雄 君

さっき林道の場合、基準額で28万9,000円だったんですけども他は何もないんですか、これだけですか。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

林道の方は我々のほうで確認させていただいた中では、林業に従事する人に対しての先ほど掛けました 28 万 9,000 円があるんですが、補正係数を掛けると。その補正係数の内容がちょっと私どものほうでは把握をしておりませんので、そういうことでご理解していただきたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり。）ないようですので、これで質疑を終わります。次に陳情第 11 号、市道、狩川鍋窪線の拡幅を求める陳情書を議題とします。執行部の見解を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

陳情第 9 号 市道狩川鍋窪線（川上）の拡幅を求める陳情書について 及び 陳情第 10 号 市道狩川鍋窪線（鍋窪）の拡幅を求める陳情書については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。市道狩川鍋窪線は、市道狩川梅之木線と、市道永池狩川線を結ぶ、延長 3,825m、平均幅員 3.9mの道路であります。本路線は、地域の生活道路として利用されておりますが、川上地区で直角に曲がる箇所や、鍋窪地区で幅員が 2.15mの箇所があることなどから、緊急車両や災害時における資材等の運搬車両の通行が心配されております。そのため、市では、以前から要望がありました川上地区の拡幅工事については、調査設計も終えておりますので、今後、工事実施してまいりたいと考えております。一方、鍋窪地区については、用地の確保、市道の縦断勾配や民地の出入り口などについて、解決しなければならない課題も多いことから、今後、現地調査を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。1 件ずつ審査をしたいと思います。始めに 90 度曲がっている道路のほうの陳情第 11 号について行いたいと思います。質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

まず 11 号のほうから。工事実施をするという説明ですが予算措置はいつ頃されることになっているのか、まずその点が 1 点。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

川上地区の道路拡幅の予算措置の件ですけれど、今年度、維持修繕費がございますので、こちらのほうで対応したいと考えております。

委員 蔵原 勇 君

関連ですけれども、その直角に曲がる場所の現地を見せてもらったわけですが、この工法としては、どのような工法ですか。現地で聞き取れなかったものから。上り坂のあのカーブをとられるのかそれとも居宅のところを下から擁壁で上げ

てこられるか。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

工法の件ですけれども、この直角に曲がっているところの内側、駅のほうから、町の中心のほうから来ますと右手ですが、右手のカーブの直角のところをですね、隅切りをするような形で拡幅をしたいと考えております。擁壁としては、中段、一番下の方にブロック積みが沢のほうから上がってきて中段のところまで終わってそれから、上がっているような構造になってるんですけど現在が。そのブロック積みの上に新たにL型擁壁を設置しまして、それで幅員の確保を図りたいというふうに考えております。

委員 蔵原 勇 君

それについてはだいたい分かりましたけれど、その拡幅する直角の部分の総体面積の㎡数はどれくらいですか。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

一番広くなるところで幅員は2mなんですけれども、延長が現在10mを計画しておりますので、三角として考えれば。約10㎡ぐらい広がるのかなというふうに考えております。詳しい面積については把握しておりません。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。他にないようですからこれで質疑を終わります。次に、陳情第12号についての質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

陳情12号の関係ですが、先ほどは現地も見させてもらいました。同僚議員のほうからも方法論も話をされたんですが現地で。ここで執行部の説明は、課題が多いと、今後現地調査を行いながら検討をしてみたいという説明なんですけど、この陳情書が出る前に総合支所としてはいろんな相談はなかったのか。あったとすればもう今さら検討する必要もないというふうに思うんですが、今から検討されるということについて、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

この場所の拡幅につきましては、現地でも住民の方々、陳情者の方々からお話がありましたように、過去2回、21年度と22年度に要望がございました。それを受けまして市としては、地元の方々からもお話があったと思うんですけど、この相続関係がちょっと難しいようだということを受けまして、市のほうとしても相続の状況を調査をいたしましたところ、やはり現在の登記名義人の方からすると、お孫さんの同意というのにも必要になってくるような状況でございまして、こちらのほうで調査したところでは約30人以上の相続人がいらっしゃるというようなことで、やはり左手側の宅地については、やはり用地相談が難しいんじゃないかということを考えておりました。となると反対側の低い方をですね、右手側の宅地のほうに広

げないといけないというようなことを考えておったんですけれども、なかなか現地の状況からすると農道との関係、それとその宅地への入口の関係、そういったものがあつたものですから、少し難しいということで、現在に至っているわけですが、今後としましては、難しいということはあるんですけれども、測量委託をしまして現状を詳細に把握し、どのような形がとれるのかというのを今後検討していきたいということでございます。以上です。

委員 岡村 一二三 君

2つほどありますね。相続人の関係については、年数が経てば経つほど相続人は増えるわけですので、余計難しくなるという可能性ありますよね。今、課長のほうから今後の検討として、測量設計を考えているということでしたので、測量設計の関係はいつごろ予算計上されるおつもりなのか、分かっていたらお示しいただきたいと思います。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

現在の考えとしましては 25 年度の予算でこの測量設計の費用を予算措置していただいて、測量実施したいというふうに考えております。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。ないようでございますのでこれで質疑を終わります。こ
でしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1 時 3 5 分」

「再開 午後 1 時 3 7 分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 55 号指定管理者の指定について（広瀬地区コミュニティ広場）を議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第 55 号 指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。国分地域の 21 の都市公園の指定管理については、城山公園及び国分運動公園を除き、財団法人霧島市しみん学習支援公社を指定管理者に指定し、管理運営しているところであります。今回、国分広瀬地区に新設された広瀬コミュニティ広場の管理についても、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、担当課長が説明いたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設施設管理課長 長谷川 俊己

指定管理者の指定について補足説明をいたします。広瀬地区コミュニティ広場は、地域の交流やふれあいの場として、また、レクリエーションを通じ、利用者の健康増

進を図ることを目的で設置された公園であります。公園の概要につきましては、平成22年度から平成24年度にかけて、多目的広場8,400㎡、便所(28㎡)、休憩所(25㎡)、駐車場(17台分のうち2台身障者専用)、それに、東屋1箇所・ベンチ9箇所、遊具4基、桜などの植栽(15本)が整備されております。現在、国分地区の都市公園の管理につきましては、城山公園と国分運動公園を除く19箇所の施設の維持管理、清掃、樹木や芝の管理、園の運営を指定管理者である霧島市しみん学習支援公社で行っているところであります。広瀬地区コミュニティ広場につきましても、園の維持管理や園の運営に知識をもつ、霧島市しみん学習支援公社へ直接指定することで、効率的かつ効果的な管理運営を行いたいことから、議会の議決を求めるものでございます。なお、委託料につきましては、当初予算に計上いたしております。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第55号について執行部への質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 岡村 一二三 君

委託料については当初予算に計上しておりますということですが、見てきておりませんのでちょっと教えてほしいんですが、この委託料の中に、消耗品、光熱水費、管理委託費はいくらほど入っているんですかね。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

当初予算では見込みで立てておりましたので、今後、必要であろうとする10月から3月いっぱい分の委託料でございますが、消耗品、光熱水費、委託料につきましては、消耗品費を5万580円、光熱水費を3万1,742円、委託料を6万4,550円見込んでいるところでございます。

委員 吉永 民治 君

直接この問題をどうこうというんじゃないんですけども、公園管理を今そういう都市公園等を含めてシルバーとか、あるいは市民学習支援公社に委託してるわけですけど、公園管理等については、その地域の、例えば公民会とか、国等へのアダプト制度といいますかね、そういうものがあるわけですけど、そういった方策といいますか、考えていこうというお気持ちは全くないわけですか。

建設部長 篠原 明博 君

都市公園と言われるもので、全体で54カ所あります。これらは、地域はもちろんのこと、市民すべての方が平等に使えるような公園でございますので、これはあくまでも指定管理者の制度を使って、今後も進めていきたいと、ただし、このほかに普通公園であれば地区公園といった地域に密着した公園がございます。これらは、市が直営で管理してあるいはシルバー等に依頼して管理しているところでございますので、やはりこういった行為について効率的な管理ができるという方法としては、そういった地区にお願いする場所もあるんじゃないかということでございますので、これらは、今後検討をしていきたいと考えております。

委員 宮内 博 君

先ほどの関連ですけれども、10月から3月までの半年間ですね、委託料ということで金額が示されましたけれども、年間にしますと30万円ぐらいなのかなと、6カ月で今の金額ですからですね。それで、これは例えば草払い等については、どれぐらいの間隔でやろうというふうにして委託料として組んでいるのかですね。そしてそれはシルバーでやっている場合の委託料と、どれぐらいの違いがあるのかということについてお聞きしておきたいと思います。

建設施設管理課長 長谷川 俊己 君

委託料の中での説明では3施設の光熱費、消耗品費、委託料を言っておりますが、全体の中には、賃金、事務費、燃料費とかそういうかれこれが入ってきますので、一応見込みとしては、半年で約53万5,000円を見込んでいるというところがございます。それと業務の内容ですが、敷地内の清掃を週一回、それと保守点検、樹木の管理で剪定を年に3回、施肥を年に2回、薬剤散布年2回、植え込み内の除草を年1回、それと芝の管理がありますが、4月から10月は月2回、その他は芝の育成状況により、刈り込みを行うということで考えております。業務委託の中には、浄化槽、水道電気設備の点検、トイレ清掃等が入っております。それと、シルバーとの比較はという質問ですが、シルバーとの比較はしておりませんでした。

委員 宮内 博 君

他のこの費用を含む総額で53万5,000円ということは、年間100万円を超えるということになりますよね。どういう方向で委託をしたほうが市にとって経済的なのかという観点からお尋ねをしているんですけど、国分地区では、市民学習支援公社ということを経営しているということで、今回は流れを踏まえた上での指定管理ということなんだけれど、他の都市公園等の指定管理と比べてシルバーなどへの分で、特に市民の皆さんで日常的に気になるのは、トイレの管理であったり、あるいはその芝の管理であったり、樹木の剪定であったりというですね、そういうものだろうと思うんですけど、そんなに差がなければ、こっちのほうがより合理的なのかなというふうに思うんですけど、分かりませんのでお尋ねをしておるんですけども。後で結構ですので、調べて報告いただけませんか。

建設部長 篠原 明博 君

金額の面であとで精査して出せるものは出したいと思いますが、基本的にこの都市公園と言われる21カ所、今回含めて22カ所になります。皆さんご存知のとおり都市公園というのは、すべての市民が色々利用される公園でございます。今、指定管理者でこの市民学習支援公社が全部を一挙に受けて色々スケジュールを見ながら、芝管理であったり、樹木であったり、やっていらっしゃいます。そういった形で、やはり金額は別にして、そういった効率的、効果的に、一体的にこの公園の管理をしていただいている。緊急にでも対応できるという形のもので、管理をい

たしておりますので、私どもがこういった公園を管理し、市民が使うという場になったときには、やはりこういう総合的にすぐ対応できるような市民学習支援公社、指定管理者のほうで対応したほうが市民にとっては非常に有利であるんじゃないかというふうに考えております。また、金額比較については分かった時点で報告をさせていただきます。

委員 岡村 一二三 君

執行部の指定の考え方なんですが、今部長のほうで説明がありました。その件も一理あると思います。市民学習支援公社は市が関与している事業体ですよ。で、他の部分においては社会福祉協議会に特別に指定をしている部分もたくさんあるわけですよ。そうしたときに、選定委員会も開かず、こういった施設についてこの施設は先ほどおっしゃったような説明、この施設は社会福祉協議会、暗黙の了解でお金が定められていくというのは、私は公平公正な行政運営にはなっていないと思っています。なぜかという、それではほかのところ都市公園も、民間でやっていただいているわけなんですよ。やっていただいておりますよね。例えば、横川でいうと丸岡公園。これも都市公園ですよ。じゃあ、その辺については迅速に対応をなされてきていないのかということになりますよ。専門的にとか。だから、私はこの選定のあり方については、建設部長の説明には納得しがたいところがあるんですが、もう一回その辺の兼ね合いとの考え方を説明をお願いしたい。

建設部長 篠原 明博 君

今回の指定管理につきましては、現在 21 都市公園を指定管理をされている、これは前回の指定管理において公募により指定管理者として、指定されている市民学習支援公社に今回お願いするというございます。根本的に例えば市民学習支援公社に、別々関係なく個々にこの公園を直接指定することではなくて、前回、そういった指定管理者として公募に指定された市民学習支援公社にこの追加する分を併せて管理をお願いするというございますので、あくまでもこれを別個に 1 個だけ別のところが管理するとなると、相当な非効率になると考えて、ここに直接指定させていただきたいということございます。

委員 岡村 一二三 君

ちょっと噛み合っていないと思うんですが、最初に言ったその選定のあり方ですね。ずっと国分地区においては、市民学習支援公社にやってきたと、管理していただいていると、だから効率的に今回もそれに必要とお願いしたいということですよ。そうしたときに社会福祉協議会の話もしましたが、この施設はもう社会福祉協議会と、もう頭からある話になって膨らんでくると、それが本当に妥当性があるのかということなんです。選定の方法として、より経済的に管理をしていただく方法はこれしかないのかということなんです。だからその考え方をもう 1 回説明を求め

たいということです。

建設部長 篠原 明博 君

私の説明がなかなか不十分かもしれませんが、今私が申し上げたのは、この国分地区の都市公園については平成22年の4月1日から5ヶ年、27年の3月31日まで、公募による指定管理者で指定をされた。市民学習支援公社でございます。当然27年度までは、こういった21都市公園は指定管理者である支援公社が管理をしていくということで、決まっておりますので、今回、それと同じ目的である都市公園については、同じくこの指定管理者に直接指定をお願いしたいということでございます。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。他にないようでございますので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時56分」

「再開 午後1時58分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第53号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第53号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。市営住宅の国分福島の三佐住宅1戸、国分松木町の松木住宅1戸、横川町中ノ谷ノ口住宅3戸、霧島田口の霧島園田団地10戸、隼人町眞孝の宇都馬場西住宅1戸、隼人町見次の見次3住宅1戸及び隼人町姫城の中城住宅1戸の合計18戸、並びに、市営単独住宅の牧園町宿窪田のひばりヶ丘住宅1戸は、老朽化しており、取壊すことから、今回、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。条例改正理由、老朽化した市営住宅及び市営単独住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正を行うものです。一部改正する条例としまして、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例、霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例、この2つでございます。主な改正内容ですが、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例は別表中、国分の福島三佐住宅及び松木住宅を各1戸、横川町の谷ノ口住宅の木造を3戸、霧島の霧島園田団

地 10 戸そして隼人町の宇都馬場西住宅、見次 3 住宅そして中城住宅それぞれ 1 戸の合計 18 戸を今回、別表から削除し、解体を行うとするものです。霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例は別表中のひばりヶ丘住宅 1 号の 1 戸を削除し解体を行うとするものです。改正の理由としまして、霧島園田団地は昭和 46 年度の建設の簡易耐火構造平屋建てで、40 年を経過しております。特に屋根部分の老朽化が著しく、危険な状態であったため平成 23 年度に入居者 7 戸の転居をお願いし、現在は全戸空き家であります。このようなことから今回は用途廃止団地として解体しようとするものです。残りの木造住宅も建設後 44 年から 60 年を経過しており、老朽化が著しいことから同じく用途廃止を行い解体しようとするものです。今回の用途廃止の住宅、団地は平成 23 年度に作成した霧島市公営住宅等長寿命化計画の中で用途廃止の団地として位置付けております。公営住宅等長寿命化計画の中で、霧島地区については霧島園田団地と田口団地を含め建替え計画があります。また、当該団地については平行して、企業からの払い下げ要請もあることから、新たな建替え計画についてはその状況を踏まえながら当該場所若しくは新たな場所での建替え検討を行います。他の住宅は団地に残りの住宅があることから、当面は整地のままとなります。なお、解体予定団地の現況写真を添付しております。今回解体を行うことにより市営住宅は特定公共賃貸住宅を含めて 4,470 戸、単独住宅は 248 戸になります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第 53 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

委員 蔵原 勇 君

今説明があった住宅の 18 戸を今回解体ということのようですが、1 戸当たりのこの解体費用というのはどのくらいかかるんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

木造の場合は、住宅そのものはほとんど似たような大きさですから、変わりはないんですけど、敷地が広い狭いがあるもんですから、やはりそこで差は出まして、だいたい 50 万から 70 万前後になっております。

委員 蔵原 勇 君

だいたい同じような坪数かなとは思っておりましたけれども、これは当然地元業者と想定しますが、それでよろしいですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今までも地元の業者に発注を行っております。

委員 蔵原 勇 君

それぞれの地区地区の業者としてとらえてよろしいんでしょうか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今までも地域ごとに分割して工事を発注しております。

委員 宮内 博 君

今回の取り壊しのですね、18戸の中でまとまって取り壊す10戸の園田団地についてはかなり老朽化が進んでいて、7戸転居をお願いして、空き家になったために今回、用途廃止団地としてやるということですが、この説明の中で、この当該団地について並行して企業からの払い下げ要請もあるということでもありますけれども、この辺をちょっと説明を再度求めておきたいと思います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今回の園田団地の北側に、霧島市老人憩いの家というのがあるんですけども、ここまで含めさせていただいた敷地面積でいきますと3,700㎡弱あるんですけども、現在、ここを企業が買いたいというのがあります。ただ、こちらの建築住宅課のほうとしましては、園田団地を中心にして、やはり近くに田口団地というのがありますので、この辺まで含めて建て替えをしたいという、元々買収とは関係なしに、契約をもっておりました、それとそこの中で企業から買収があった場合に、もし買収がうまくいかない場合についてやはりこの園田団地と先ほどいいました憩いの家まで含めた形の中で建て替えを行いたいと。もし買収ということが整うようであれば、やはりこの近くで、地域の人達が元々ここに住宅があったわけですから、その中で用地買収行って、建てかえを進めたいというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

まとまった団地を解体するということになりますと、当然これまでも老朽化のために手を加えていかなきゃいけない団地だったというふうに思うんですけど、老朽化のために7戸を別に移して、今回の解体をするということですので、合併してからその周辺部のこの人口減少というのは非常に大きいものがあって、政策的に公営住宅をどういうふうに整備をして、居住環境整備していくのかというのはですね、位置付けて同時並行でやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけど、今回こういう形で新たに建て替えの計画なども持つてということが示されているわけですが、実際にはどういう計画年度でやろうというふうに今段どっているところなんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

霧島地区の市営住宅の建て替え事業としましては、平成26年度を設計を計画の中では掲げているんですけども、これがどちらかの方に買う買わないというふうに決まれば、やはりそれなりに持つていって木之房団地の建て替えがやはり26年度で終わるわけですから、そのあと引き続いて、できれば霧島地区のほうに建て替えに入りたいというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

今回のまとまった戸数で見ますと、横川の3戸でしたかね。というのがあるんですけども、この周辺部の老朽化団地を取り壊す場合に相まって、やはり今おっしゃったように霧島の建て替え計画なども相まって計画を持つていくということによって

いかなければ、どんどん人口が減っていくということにも歯止めがからないということで、政策的な位置付けが必要と思うんですけど、部長はその辺どんなふうに位置付けて考えていらっしゃいますか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように、市営住宅も老朽化した住宅も結構あり、建てかえの時期を迎えているところもある。それと、各地域が抱える課題というのもございます。そういったものを踏まえて、やはり建て替えをすべき場所、あるいは老朽化で壊すものもあるかと思います。ご存知のとおり、本市も全体の中で、この市営住宅の建てかえ等については計画すべきというふうに考えておまして、現在、市営住宅のストック活用、ストック総合活用計画をもとに、長寿命化計画というものを策定いたしておりますので、そういった中で、計画的に各地域のバランスのとれた建て替えを進めていきたいというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

住宅の申し込みの関係では、待機者がいるような状況というのは、国分隼人地域以外ではないですか。十分充足されているという状況ですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

はっきりとした数字ではありませんけれども、国分隼人以外のところでは、やはり人気のある団地は、霧島のほうでいきますとサンビレッジ、それと牧園のグリーンビレッジ、そういうところが人気あるわけです。そういうところにつきましては、やはりすぐには入れないというような状況のようです。ほかの所につきましては、溝辺のそれと、南タウンもやはりすぐには入れないというふうに聞いております。それ以外のところにつきまして、空きが出たら埋まっていくというような感じであります。

委員 細山田 為重 君

それぞれ今説明があったわけですがけれども、この解体を開始される時期ですね。それと、いつ頃から解体されるのか。それと建て替えの計画があるところ、そして当面は、整地のままになるところという説明がありました。例えばこの2番目の松木の住宅9号でしょうか。ここにつきましては、近くに公民館があるところかなと思うんですけども、そういった部分のところ、例えば設置されたときに、その地区の方々が駐車料とか、そういうのを借用は出来ないだろうかという要望等があった場合の対応はどういうふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

工事につきまして、議会のほうが議決になってから壊すということになります。それと、小さな団地がほとんどなものですから、壊した後については、飛び飛びで家が残っているというような状況でございますから、先ほど申しましたように全体が壊れた、解体になった時点で、どういふかたちに利用するかというのは決定すると思うんですけども、例えば福島三佐住宅ですかね。今回壊すところは集会施設の隣ということで、

地域の人たちは使わせていただけないだろうか。松木住宅ですね、使わせていただけないだろうかという話があります。地域の人から申請でもあれば、その現地に行つて判断するということになると思います。

委員 吉永 民治 君

こうして見ますと、ほとんど昭和の時代に建てた 50 年以上経っているものですので、私はもっと早くこういう取り組みをされてもいいんじゃないかなというふうに思っております。そしてまたこの地域、まだ残っている建物が結構あるはずですよ。というのは、これだけ古くなって当時の住宅事情、急いで建てたりして、十分堅固な建物とは言えない建物。そして生活環境としても、例えばトイレだって汲取りですよ。すべてそうだと思いますから、そうしますと、やはり入っている方々もいろんな不便を感じてらっしゃる、あるいは危険を感じていらっしゃるということもあるんじゃないかなとも思うので、先ほど言いましたように、もっと早く取り組んでもよかったんじゃないかなというふうに思っているわけです。だから残っているものについて今後どう計画を立てていかれるのか。あるいは、先ほど説明の中にありましたように、代替の住宅を進めながら、ある程度は半強制的に出していただいて、すぐ作業にかかったほうがいいんじゃないかなと思うぐらいなんです。やはり何か事故があった場合は、これはまた市のほうに相当負担がかかりますので、その辺をどう考えてらっしゃるのか、ちょっとご説明願います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今、議員仰せのとおりだと思います。8月20日過ぎだったと思うんですけども、こういう木造の古い住宅、こちらでもう用途廃止するんだと決めている団地につきましては、転居のお願いということで、お手紙を出しております。内容としましては、もう市のほうとしても、やはりこのままではずっと維持管理も出来ないということで、移転費を払いますということと、新たな住宅を斡旋しますと。その場合については、家賃の段階的な引き上げになるような制度がありますので、利活用してくださいというようなことで、ちょっと戸数については、把握していないんですけども出しました。そのときに、出した後引き続きすぐ入居の方々からいろいろ相談がありました。どっかなおりたいというようなことで、そういうところがまとまれば、来年以降どんどん解体が増えていくと思います。そして最終的にはやはりもう維持管理をするにも限界だろうと、この木造の住宅についてはですね。そうした場合には、どこかの時点でいつまでという期限を区切って、退去をお願いしたいというようなことに最終的にはなっていくかと思っております。

委員長 池田 綱雄 君

委員長を変えます。

委員長 細山田 為重 君

はい、池田委員。

委員 池田 綱雄 君

霧島の園田団地の件でちょっと聞きたいんですが、あそこはあの焼酎会社のとなりの団地ですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

その通りです。

委員 池田 綱雄 君

あの焼酎会社が拡張をしたいというような話を以前聞いたことがあるんですが、そのときに私も現地を一緒に見たんですが、家が建ったままでいいんだよということ言われたんですが、一戸が50万から70万かけて、まあ10戸壊せば土地代に匹敵するんじゃないかなと思うんですが、民間ならうんと安くで出来ると思うんですが、その辺の考えは、建ったまま売るといような考えは持っていないか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

売るとした場合に更地で売るべきか、建ったままで売るべきかという議論はいろいろ重ねました。建ったままで売るとなった場合に、危ないということですから、やはりどうしても解体せざるを得ないと。そうした場合に、ただ安くということだけで解体されて、廃材の処理が不適切であったとか、そういう問題が出てくると、やはり市のほうにも責任があるんじゃないかというようなこともあったものですから、市のほうで解体すべきだろうという判断をして、今回のようなことになっております。

委員 池田 綱雄 君

相手方がそのまま、私どもで解体するよというのは話もちょっと現地で聞いたものだから、そうすればうんと安くつくだろうし、市がこれを解体すれば、解体金のほうが土地代より高くないかなとちょっと思ったものだから、その辺も十分今後検討していただきたいと、これは要望です。

委員長 細山田 為重 君

委員長を交代します。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。

委員 岡村 一二三 君

今回18戸を老朽化を原因として、条例から削除したいという提案なんですが、牧園町のひばりヶ丘が1件入っているんですけど、牧園町の中の万膳小学校というのがありますよね。万膳小学校の横に昔の校長住宅の後ですかね、で、市営住宅として取り扱いをしていると思うんですが、今空き家になっているんですが、それは建築住宅課の所管になっておりますかね。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

万膳住宅がこちらのほうの載っている分に該当するのかどうか定かでないんですけども、やはり台帳でいきますと、万膳住宅木造が1戸というかたちで載っており

まして、用途廃止と位置付けをしております。今回の解体でございますけれども、ちょっとこちらのほうで今後、やり方を変えたほうがいいんじゃないかという部分があります。というのが、当初予算を組む時点で空き家になった分を組むというようなかたちになってるものですから、入居者が空きになるのは、やはりその後も引き続いてあるものですから、今後は工事に間に合うようであれば、10月で予算を組むとすれば、10月時点の空きの方と見込みがあるわけですから、その分を足して、空き家になった時点で速やかにどんどん壊していったほうがいいたろうと。今のままでいきますと1年以上待たないといけないとなってるといいますから、予算の組み方をちょっと見直しをしたほうがいいたろうと検討を行っております。

委員 岡村 一二三 君

今おっしゃったのは、多分私がどうなのかということについては、台帳に1戸あるということですので、その分だろーと思えます。後で結構ですので、もう何年も空き家なんですよ。周りから何とかして欲しいと、猫屋敷になっているというような苦情もきているところですので、総合支所は知っていると思えますので、その辺の対策を講じていただきたいと思えます。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今ちょっと思い出したんですが、1回牧園総合支所のほうと打ち合わせをした記憶があります。人がいなくて猫が住みついていてということで、何か対策ができないかということで相談を受けて、こちらのほうとして、まずその入居者に早くあけ渡しをお願いしてくださいということで、取りあえずはその猫が入らないように床のほうを塞ぐなどして、周りのほうに影響がないようにしてくださいというお願いをした記憶があります。

委員 蔵原 勇 君

もう1点だけお尋ねしますが、先ほどの説明の後に、最後のところですけども、特定公共賃貸住宅を含めて4,470戸と。単独住宅は248戸となるということですけども、248戸のこれは築年数は大体どれくらい経っていますか。木造なんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

単独住宅というのは、ほとんど古い住宅多いんですけども、この248戸のうち160戸は旧雇用促進住宅でございますので、その引いた残りが古いということになりますと、建設面ではもうあちこちあるものですから、ちょっと一つ一つ説明するわけにはいかないのかなと思えます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。（「なし」という声あり。）ないようでございますので、これで質疑を終わります。次に、議案第56号、請負契約の締結について（木之房団地3号棟）を議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第 56 号木之房団地建替（3号棟）建築工事の請負契約の締結について、ご説明いたします。隼人地区の木之房団地については、平成 22 年度から 5 箇年で、RC 造 4 階建てを 4 棟 及び 車椅子に対応する特定目的公営住宅として 1 棟の合計 5 棟、計画戸数 70 戸を建築するため、事業を進めているところであります。これまで、第 1 期工事として、1 号棟及び 2 号棟の併せて 32 戸が、平成 23 年 8 月末に完成し、同年 10 月から入居が可能となったところであります。本年度も、事業を進めており、今回、第 2 期工事として、3 号棟 16 戸の建築工事を発注し、一般競争入札によって落札業者が決定され、仮契約を締結したことから、「地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号」及び「霧島市議会の議決に付すべき契約 及び 財産の取得 又は 処分に関する条例第 2 条」の規定により、請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。以上で、概略説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

議案 56 号について、説明します。議案の 11 ページです。木之房団地建替（3号棟）建築工事の請負契約の件ですが、最初に現在までの事業経過の説明を行い、次に議案及び議案資料に基づき説明をいたします。木之房団地は昭和 48 年度から昭和 49 年度にかけて 19 棟 72 戸を建設しました。構造は簡易耐火構造平屋建てで、その後、老朽化が著しいため、建替えを決定し、全体計画戸数は 70 戸となりました。平成 21 年度で木之房団地の建替え基本設計と実施設計を行い、第 1 期工事として 2 棟 32 戸を平成 22 年の 9 月に着工し、翌年の 8 月に完成となり、抽選を行い 10 月から入居を開始しております。それでは、議案 56 号及び資料について説明いたします。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。工事名は木之房団地建替（3号棟）建築工事で、工事場所は霧島市隼人町内地内です。契約の方法は条件付き一般競争入札で、7 月 20 日に公告の後、8 月 10 日に入札を行いました但し予定価格に達しなかったため 8 月 17 日に再入札を行った結果、落札となり 8 月 20 日に仮契約を締結いたしました。契約の金額は 1 億 9 千 4 2 5 万円で契約の相手方は、霧島市国分下井 2084 番地 株式会社 小永吉建設 代表取締役 小永吉 勝です。次に着工予定は議会の議決を得た日から起算して 2 日目からで、完成は平成 25 年 8 月 20 日の予定です。工事概要は壁式鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 1,213 平方メートルです。外構工事の自転車置き場、駐車場、敷地内道路などの工事も含んでおります。入札の状況を申し上げます。入札参加資格として霧島市内に本社、本店を置き霧島市格付け区分建築一式 A 級を有する者としたところ、12 社の応札がありました。最低価格は霧島市国分下井 2084 番地 株式会社 小永吉建設 代表取締役 小永吉 勝で 1 億 8 千 5 0 0 万円で落札し、その額に消費

税相当額 9 2 5 万円を加えた 1 億 9 千 4 2 5 万円 が契約金額となります。次に図面で説明をいたします。議案の 13 ページです。団地の位置は京セラ隼人工場の東側になります。14 ページです。団地全体の計画戸数は 70 戸で、1 号棟 (16 戸)、2 号棟 (16 戸)、3 号棟 (16 戸)、4 号棟 (20 戸) が壁式鉄筋コンクリート造 4 階建てで、平面は家族向けの 3DK タイプが 48 戸、小家族向けの 2DK タイプが 20 戸で、計 68 戸です。更に木造平屋の車椅子対応住宅が 2 戸あります。他に木造平屋建ての集会所を計画し、川原団地との共同使用になります。駐車可能台数は団地内に 149 台分確保し、道路向かいの市営川原団地の駐車場不足部分をカバーし、2 団地で 1 戸当り 1.5 台確保しています。団地の事業着手は平成 22 年度着工で完成は平成 26 年度を予定しています。この内の 1・2 号棟は今年の夏に完成し、入居済みであります。15 ページです。3 号棟の 1 階平面図になります。全 16 戸のうち 3DK タイプが 12 戸、2DK タイプが 4 戸です。3DK タイプの平面はベランダ側に和室 2 間と洋室で廊下側に台所・玄関ほかで浴室、便所は外気に接しています。2DK タイプの平面はベランダ側に和室 2 室で廊下側に台所・玄関ほかで浴室、便所は外気に接しています。全ての部屋でバリアフリーとし浴室・便所そして玄関に手摺を取り付けています。エレベータは 3 号棟に設置しています。2DK タイプの廊下向かい側に E L V と表示してあります。そして図面左側に次期工事分の 4 号棟が破線で一部表示してあります。3 号棟と次期工事の 4 号棟はエキスパンジョイント (地震時に地震力を分散させるための基礎より屋上まで構造体を分ける) で分離しております。道路は浸透式のアスファルト舗装とし、駐車場は緑化が可能なグリーンブロックとしました。植栽は必要最小限に留めております。建物南側に小規模ですが幼児遊園を設けました。設備工事や畳工事は別途発注です。16 ページが立面図になります。なお、入居募集は平成 25 年 9 月を予定しております。以上で説明を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今説明が終わりました。これより議案第 56 号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

委員 蔵原 勇 君

この木之房団地は構造が良いということで伺っているわけですがけれども、今課長の説明の中で、現在まで平成 23 年度完成が 8 月末だったと。この時の入居希望者数は大体どのくらいいらっしゃいますか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

2DK タイプは応募倍率でいきますと 6 倍になりました。それと 3DK タイプが応募倍率で 10.6 倍ありました。

委員 宮内 博 君

入札に至る経過について少しご説明をいただきたいんですが、7 月 20 日に公告をして、8 月 10 日に入札を行ったが、予定価格に達しなかったという報告であります。

これは予定価格は事前公表ではなかったのかなと思いますが、ちょっとこの経過を説明をいただけますか。

工事監査部長 中村 順二 君

本工事につきましては、予定価格は事後公表といたしております。この件は本市におけます最低制限価格は応札結果をして変動制による設定しておりますが、予定価格の事後公表の試行を行っております。

委員 宮内 博 君

この場合は予定価格は事後公表だったということですね。そうすると、これはこの入札に参加をした、応札した業者はこの入札状況の中で示されている業者とどういふふうになってますか。

工事監査部長 中村 順二 君

今回の案件につきましては、対象者になっておりますのは、17社でございます。そのうち応札希望をされた方が12社、応札者も12社ということであります。

委員 宮内 博 君

今ここに記載されている業者の数も12社ですよ。ということは、8月10日に入札を行って、再入札が17日、1週間後に行っているんだけど、業者はこの同じ業者ということになるんですね。

工事監査部長 中村 順二 君

そのとおりでございます。

委員 宮内 博 君

結果的に予定価格は事後公表をされているわけですがけれども、どういふふうになっているんですか。

工事監査部長 中村 順二 君

予定価格につきましては、消費税抜きで1億8,928万8,572円で、ちなみに落札率につきましては97.73%でありました。

委員 宮内 博 君

8月10日の分についてはどういふふうになっているんですか。

工事監査部長 中村 順二 君

応札者12社全社が予定価格に達せず不調ということで処理しております。

委員 宮内 博 君

予定価格に達しなかったということは、最低制限価格よりも下だったということですか。それともその予定価格を上回って達しなかったと。どちらですか。

工事監査部長 中村 順二 君

予定価格を上回っております、それで不調ということでございます。

委員 宮内 博 君

1つは結果的には落札率は97.7%と、いうことであつたわけですがけれども、事前に

予定価格を公表する場合と、事後公表した場合には今のようなことが起きるといようなことであるわけですが、執行部としては業者の落札価格をより抑えるという手法からして、どちらのほうか今回の結果を見て有利だと考えてらっしゃいますか。

工事監査部長 中村 順二 君

予定価格の未公表というものは、談合が行われにくい入札環境を整備する観点から、適正な競争価格の確保のため、予定価格1億5,000万円以上の建設工事について、予定価格の未公表を昨年8月から開始したわけでございます。今回、学校並びに当案件の団地の建築執行時、3件に初めて適用いたしました。この結果を受けまして、県からもありましたとおり、従前の公表におきましては1億5,000万になるんですけども、これにおきましては、予定価格を公表されますので、一回で落札になります。それについて高止まりかどうかというのは私どもも何とも言えないところなんですけれども、平均が95%ぐらいいたりしているところだと思います。今回この予定価格の未公表の試行につきましては、この落札価格もございしますが、別件では、教育委員会の建物については97.76%、93.90%というふうに落札がなっております。それと、予定価格を事後公表にしたがために、再入札を2回と設定しておりますので、今回のこの案件につきましては、予定価格を1回目が達せませんでしたので、2回の入札といたしました。予定価格公表と未公表とどうかということですけども、あまり変わらないというか、そんな状況であるようです。

委員 宮内 博 君

ただ、事後公表というのは、以前はすべて事後公表だったんですよ。それから事前公表に変わって、やっぱり見直しが必要じゃないかということで、今回はまた事後公表というのを試行しているということなんですけれども。今回の結果を見ると、業者の方は上限がどこにあるんだろうということで、探ったんじゃないかなということが感じられるわけです。それだけ執行部のほうの情報も事前に漏れてなかったということになるんじゃないのかなと思いますが、やはり緊張関係がきちんとあるということで考えると、私は事後公表のほうがいいと思うんですけど。事後公表の場合はまた事前公表になぜ切り替わったかというところに立ち返ると、またそれも問題点があったということではあるんですけども。執行の立場からすればより低い価格でいいものを作ってもらおうということの方がより良いわけですので、そのところはもっともつと研究してもらいたいと思いますけど、部長のほうはどんなふうにお考えですか。

建設部長 篠原 明博 君

私の立場といいますか、建設部の関係でしかお答えできませんけど、今おっしゃいましたように事前公表、事後公表それぞれのメリット、デメリットがあるかと思えます。おっしゃいましたように、なるべく金額が安いかたちでいいものを作ってもらおうというのが、非常に大きな課題でありますので、そういったものに一番いいかたちのものを今後検討していかないといけないと。どちらがいいかというのは今後のいろ

んなケースで変わってくるかと思いますので、十分検討させていただいて、いい方向のもので、今後関係課と協議していきたいと思っています。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。「なし」という声あり。）ないようですので、これで質疑を終わります。

建設部長 篠原 明博 君

委員長、1件訂正があります。先ほどの議案55号の指定管理者の件で、私、先ほど国分の21都市公園を市民学習支援公社に、平成22年4月から平成27年3月まで21公園すべて指定管理というふうに申しあげましたけれども、都市公園のうち城山公園でありますとか、運動公園、そういったもので5カ所、5カ所につきましては別途の機関でもってそれぞれの指定管理者に指定いたしておりますので、今回、指定しようというコミュニティ広場的な公園の都市公園については、16都市公園を今市民学習支援公社が22年4月から27年3月まで指定管理をしていくということで修正をお願いします。

委員 池田 綱雄 君

ここでしばらく休憩します。再開は3時5分とします。

「休憩 午後2時50分」

「再開 午後3時05分」

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。これより議案第53号について自由討議に入ります。討議はありますか。53号は市営住宅の関連です。

委員 宮内 博 君

53号は老朽化した市営住宅、単独住宅を解体して条例上から削除するということでありますけれど、たしかに築40年、50年と経過をしている団地ではあるんですけど、非常に安い家賃で住むことができるという点ではですね、低所得者の人たちがそんなに家賃の負担感なく生活ができるという側面も持っている、同時に老朽化による危険性も抱えているという面もありますけれど、そういう不具合箇所については補修をしながら、やはり所得の少ない人たちの住まいを確保するという上で大変大事な役割を果しているということは、しっかり見ておく必要はあるというふうに思うんです。同時に、執行部のほうも老朽化している所は年次的に取り壊して、そして譲ってもらおうということも促しているということですが、やはり低い家賃で入ることができるような、そういう住宅の整備も相まって計画をしていくことをぜひ希望したいと思いますので、そのところはぜひ、今後の住宅の取壊しの計画が発生するときは、相まってそのような計画を持っていただくように、これはぜひとも検討方をお願いをしておきたいというふうに思ったところでございました。以上です。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり。）これで討議を終わります。

ここです。先ほど宮内委員の質問に執行部が答えるそうなので、ここで答えていただきたいと思います。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど公園の管理について、指定管理者に指定する方法とシルバーの活用のほうが若干どうだというご意見、ご質問だったと思います。今、主管課のほうでいろいろ帰って検討いたしたところでございますが、都市公園というものの管理につきましては、例えば、予約でありますとか、日常の諸々全体的に色々管理をする中での指定管理と考えておりました。シルバーに単独で個々に見積りという形は実際とっておりません。個別にはそういった㎡当りの単価というのは、やはり見積りによって差異は出てくるかと思えますけれども、やはり今回は指定管理というふうに考えまして、一体の都市公園、そして日常の管理、それと使用の予約等を踏まえた形の都市公園の管理というふうに考えてこういうふうになりました。答えにはなりませんけれども、個別のシルバーへの見積りをまだとっていない状況で、具体的に金額はどの分が安くてどの分が高くてというところまでは実際立てていない状況が一応の今回の答えでございます。

委員長 池田 綱雄 君

よろしいですか。

委員 宮内 博 君

ぜひ、そういうのも検討してください。

委員長 池田 綱雄 君

次に議案第 55 号について自由討議に入ります。討議はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

議案第 55 号の管理者の指定については、質疑もさせていただきました。さきほどそういった観点から建設部長のほうから説明もありました。よって、私は安易に指定管理をしようと、特定の団体に指定管理をしようとしていることは、財政経費の削減の観点からもどうなのかと思うところでございます。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。これで討議を終わります。次に、議案第 56 号について自由討議に入ります。これは工事請負についてです。討議はありませんか。

（「なし」という声あり。）討議なしと認めます。次に陳情第 10 号についての自由討議に入ります。市道編入の件です。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）討議なしと認めます。次に陳情第 11 号について自由討議に入ります。90 度に道路が曲がっている件です。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）討議なしと認めます。次に陳情第 12 号について自由討議に入ります。これは 15m ぐらいの狭い道路があった分です。討議はありませんか。（「なし」という声あり。）討議なしと認めます。それでは、これより議案処理に入ります。議案第 53 号霧島市営住宅の設置及

び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第 53 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「意義なし」という声あり。）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に議案第 55 号指定管理者の指定について（広瀬地区のコミュニティ広場について）討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第 55 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「意義あり」という声あり。）

異議ありということでございます。起立により採決します。議案第 55 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者多数、したがって議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に議案第 56 号請負契約の締結について（木之房団地 3 号棟について）討論を行います。討論はありませんか。（「なし」という声あり。）討論なしと認めます。採決します。議案第 56 号については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「意義なし」という声あり。）

異議なしと認めます。したがって議案第 56 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情処理に入ります。陳情第 10 号林道兎ヶ宇都線の市道編入を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

この、陳情 10 号については、執行部の説明もいただきました。執行部の考え方は、未登記の部分が 8 名の 10 筆あるということでありました。ただ、執行部の説明があったように現在の市道も未登記がたくさんあるわけです。そういった観点から、未登記の部分はどうしても市道編入については、考えたいということなりましたが、地方交付税の関係等から考えると、私は編入を求める陳情書については、妥当性もあるし、市の経済的な効果もあると思いますので、採択すべきだと思います。以上です。

委員長 池田 綱雄 君

反対の討論はありませんか。（「なし」という声あり。）採決します。陳情第 10 号については原案のとおり採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり。）

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 10 号については、全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。次に陳情第 11 号市道狩川鍋窪線の拡幅を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

陳情第 11 号については、執行部のほうで年度内に維持修繕費で事業を行いたいという説明がありましたので、採択すべきものと思います。

委員長 池田 綱雄 君

反対の討論はありませんか。（「なし」という声あり。）採決します。陳情第 11 号については、原案のとおり採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり。）

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 11 号については全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定しました。次に陳情第 12 号市道狩川鍋窪線の拡幅を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

陳情第 12 号については、執行部のほうとしては解決しなければならない課題も多いと、今後現地調査を行いながら検討してまいりたいという説明ではありましたが、最終的には 25 年度予算で測量をしたいという説明がありましたので、本件について採択すべきものと思います。

委員長 池田 綱雄 君

反対の討論はありませんか。（「なし」という声あり。）採決します。陳情第 12 号については原案のとおり採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり。）

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 12 号については全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定しました。以上で本日の審査がすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 吉永 民治 君

今、陳情 3 件について採択はしたわけですが、すべてが要請、要望あるいは公民会の陳情に至っているわけですが、議会に陳情があがる前にすでに執行部当局に対して、要請、要望があったわけですね。それが 2 年、3 年住民の納得できない部分で放置されているような感を受けるわけですね。だから議会に陳情があがってくる前に、やはり執行部のほうでしっかりとした対応をしてほしいというふうに私は思います。それを付け加えていただきたいと思います。以上です。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」という声あり。）お諮りします。本日の委員会報告書、及び委員長報告の調製については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）それではそのようにさせていただきます。次にその他に入ります。その他の①の議会報告会で出された意見の取り扱いについて、どのようにしたらよろしいでしょうか。8 月に開催された議会報告会において、各会場から出された意見について建設水道常任委員会において処理すべき事項が 3 件ありました。内容は、会次第に書いてありますとおり、「名波ハイタウンの空き室問題を

しっかり協議してもらいたい」、「大出水への道路は離合ができない。道路拡張の予定はないのか。」これについては執行部へ確認するとなっております。もう1件、「六方辻線の側溝の泥上げ、会長がいつも作業をしている。蓋をしてほしい。2ヶ所どうしても溜まる。」これについては持ち帰って現地調査をするという回答をしているようでございます。これらをどのように。

委員 岡村 一二三 君

括弧書きが前段のほうが執行部へ確認をする。そして、下のほうが持ち帰って現地調査をするということになっておりますので、執行部に確認する中で現地調査もしないといけない答弁をされていらっしゃると思いますので。本日の持松地区の関係でもお尋ねしたんですが、六方辻線の関係については牧園総合支所の方も、どなたが発言したかもちょっと分からないということでした。よってこの①の意見の取り扱いについては、所管事務調査を1日したほうが整理ができると思いますので、日程調整の上、所管事務調査で処理をしたほうがよいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今、所管事務調査でということでしたが、他の委員は意見はありませんか。（「意義なし」という声あり。）議会報告会で出された意見の取り扱いについては、10月22日の10時から行うということで決まりました。現地を見るのは六方辻線だけ、あとは資料提供あるいは執行部へそういう予定はないか確認をするということによろしいですか。（「意義なし」という声あり。）それではそのようにさせていただきます。次に②についてですが、地元県議への要望事項についてということです。

委員 吉永 民治 君

この3番目の県道整備について（第一工第付近など）というのはもうすでに決定していますので、削除をお願いします。

委員長 池田 綱雄 君

それでは削除とします。この2点でいいですか。（「意義なし」という声あり。）それでは③の閉会中の所管事務調査については1件はそういうことで、議会報告会で出たところをやると、他にありますか。

委員 岡村 一二三 君

この天降川、手籠川等の管理ということで1括りにしてありますので、天降川も上流は横川まであるわけなんですよね。だからそのあたりも踏まえて要望してほしいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

それでは天降川の後に括弧全線と入れたいと思います。それでよろしいですか。（「意義なし」という声あり。）

書記 甲斐 平 君

今の件ですが、これは8月6日の全員協議会時に話があったかと思うんですが、こ

の建水で挙げた3件については執行部との協議を経て要請項目、内容等を詰めてくださいというふうになっていたようなんです。この分をさきほど決まった10月22日の所管事務調査の日にやれたらと思っていたところですが、県議との意見交換会をちょうど10月22日、23日あたりで調整していたようです。

委員長 池田 綱雄 君

それでは、さきほど所管事務調査については10月22日としましたが、10月5日の9時から所管事務調査をいたしたいと思います。変更いたします。その時に天降川(全線)、手籠川等の管理についてと、河川(霧島湯之宮地区周辺)整備についてを執行部を呼んで説明を求めるとのことですね。それではそのようにさせていただきます。閉会中の所管事務についてですが、もちろん今話をしたこれも所管事務調査の1つですが、後はいつものとおり項目を「建設行政について」及び「水道行政について」として提出しておくということによろしいでしょうか。(「意義なし」という声あり。)それではそのようにさせていただきます。次にその他④に入ります。他にありませんか。(「なし」という声あり。)なければ本日の日程はすべて終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会します。

【閉会 午後4時00分】

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 池田 綱雄